

平成 29 年度 第 2 回長野県いじめ問題対策連絡協議会（要旨）

- 1 日 時 平成 30 年 2 月 13 日（火） 14:00～16:00
- 2 場 所 長野県庁 8 階 教育委員会室
- 3 出 席 委員 20 名中 15 名出席
- 4 内 容

（1）会長挨拶（長野県教育委員会教育長 原山 隆一）

（2）報告事項（心の支援課長 小松 容）

- 平成 28 年度 児童生徒のいじめの状況について
- 「いじめ防止子どもサミット NAGANO」について

（3）協議・意見交換

- 「（県）いじめ防止等のための基本的な方針」改定案について

5 議事要旨

○提案：「（県）いじめ防止等のための基本的な方針」改定案について（事務局）

<協議>

（原山会長）

改定案について全体を通してご意見をお願いしたい。

（大島委員）

「SOS の出し方に関する教育」の推進とあるが具体的な中身は？

（小松課長）

自分から困っていること、悩んでいることを周囲に伝えられることが大切。現在は直接自分の気持ちを伝えあうコミュニケーションが減ってきているように感じる。「誰にどうやって助けを求めればよいか」、「つらい時や苦しいときに助けを求めてもよい」ということを子どもたちに教えていく。いじめに限らず、不登校・自殺予防すべてにかかわってくると思う。

（金委員）

特に配慮が必要な児童生徒として 4 項目挙げているが、低所得家庭の子ども等に対応するため「その他」を入れてもよいのではないかと。ただ「低所得」という言葉をあからさまに出してよいか悩ましいところもあるが。また②は昨今の多様化・グローバル化を踏まえて、「外国籍（外国人）」でもよいのでは。

（小松課長）

「その他」について、具体的なものを入れるかどうか。入れるとすると直接的な表現となってしまうのでどうするか考えたい。①～④に属さない子どもたちについての配慮も当然必要。検討したい。

（倉崎委員）

現場の先生方が困らずに対応できることが「いじめ対策」につながる。いじめの認知件数が学校によって差があることは課題である。子どもが SOS を出したとしても、それを聞いた最初の大人の反応次第で子どもが心を閉ざしてしまうこともある。認知の問題は現場の先生方の力によるところが大きい。改定後の現場対応に期待したい。

（龍野委員）

管理職からの意識変革と、きちんとした職員研修に取り組むことが重要。人権感覚の育成は教育の中心である。さらに研修を深める努力をしていきたい。

(原山会長)

いじめの認知がゼロの学校もかなりある。今までの感覚で、いじめがないほうが「よい学校」という前提に立てば過少申告してしまうこともある。これからは積極的に認知していこうという方針だが、認知したらなんでそんなに多いのだと言われてしまう、そんな学校のジレンマについてはどうか。

(市川委員)

「いじめの定義」等の知識について繰り返し研修をしていかなければならない。また、認知件数の多寡よりも、いじめに対してどう対応するかが、わかっているようでなかなかわかっていない部分もある。

(近藤委員)

実際のケースでは、客観的にこれがいじめにあたるかどうかについての判断が難しいところもある。できるだけ寄り添って対応するが、どう感じ取っていくかは本当に難しい。

(原山会長)

いじめに対する認識に大きな差がある。職員の判断基準や対応を共有していく必要がある。

(大井委員)

スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）は課題を抱えた子どもたちへの対応が主であるが、予防的にスクールカウンセラー（以下「SC」）やSSWが関わっていくことが大事。子どもたちがSOSを出す時はかなり苦しい状況の時。その前の段階からそばにいて話を聞いてくれる人が少なくなっている。SSW等がSOS前の早い段階で関わりを持てるような組織作りが必要。

(高城委員)

SCも全く同じ。今までは事後対応中心だったが、事業拡充に伴い予防的なかわりが必要になってくると、今までの経験・知識だけでは足りないところも出てくるので、臨床心理士会としても研修の機会を設けていきたい。

(小松課長)

来年度はすべての小学校にSCを配置できるように予算の拡充をお願いしているところ。それを踏まえて、予防的取組と早期発見の取組を念頭に置き、チーム学校としてSCとSSWが専門的立場から早めに対応していけるように考えている。学校の教職員だけではいじめの問題には対応できない。SCやSSWの専門的立場から支援願いたい。

(近藤委員)

「いじめ発見のきっかけ」は「本人からの訴え」が多いということは、学校や周辺に信頼に耐えうる人がいるということ。それを受け、どう対処していくかが重要。そのためにも専門家の見地を踏まえての支援が必要。予算を増額していただけることは有難い。

(桜井委員)

現場では、本人や家庭がSCやSSWに抵抗を感じてしまい制度を活用できないこともある。学校の先生以外の方が、絶えず学校にいて身近な存在であると感じてもらうことが必要。非常勤であってもそのような人がいるということを知らせることも重要。また、いじめ発見のチャンネルが多いことはよいと考える。

「いじめる側」について触れている部分が少ないのではないか。いじめが認知され、対応して終わりではない。加害者側への働きかけの記述について、散見されてはいるが、わかりやすく書かれているといじめ防止に役立つのではないか。

(坂田係長)

基本方針 11 ページ (5) 「いじめへの対応」のところに、「いじめた児童生徒への指導と保護者への助言」として述べさせていただいた。

(市川委員)

もし可能ならば「いじめた側」の分析もできればよい。現場では「いじめ」と認めさせることも苦しい場合もある。その生徒の背景に迫るために SC に依頼しても迫れないこともある。繰り返しいじめが起きないようにすることは学校としての課題である。SOS が言えない生徒は多いので、周囲の生徒からのいじめの訴えが増えるとよいと思う。

(原山会長)

SOS の発信についていえば、受けた子がどう受け止め、どう言葉をかけるかなど、子ども同士の関係も重要。

(大井委員)

いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月止んでいるということについて、いじめる側にはかなりのストレスがあっといじめが起こっているので、3ヶ月止まってもそのストレスを別の場所にぶつけていくこともある。いじめる側のストレスがほかにも向かわなくなったときに解消されたということになるのではないか。いじめる側への長期の見守りも必要と思う。

また、子どもたちはいじめという言葉に敏感になっている。それにより、人とかかわりを嫌うようになることが心配。小さなことを小さなうちに対応できる関係作りをしていかないといけない。

(小松課長)

解消の定義は被害者の立場から見たものになる。被害者が3ヶ月を目安として行為を受けていないときに判断される。よって加害者が別の子に対していじめを行った場合にはそれはまた別に事案になる。

(近藤委員)

いじめすべてで被害者加害者の判断がつくことはない。小さい頃は発達段階で様々ないざこざが起こる。その時どのように人間関係作りをしていくのが重要。

(小松課長)

判断に迷うこともあるが、学校として人間関係を把握することは大事である。のちのクラス経営にかかわってくる問題だ。必ずしも子どもたちに「いじめ」という言葉を使わなくても、相手が嫌だと思えば学校の意識として認知をすることが必要。その後どう指導するかを考えていくことが大事。

(近藤委員)

その時にこそ第3者を交えて相談し、客観的に見ていくことが大事。担任のみの立場で見ているときと違って見えることもある。SC・SSW の存在は有難い。

(倉崎委員)

小中高では発達に差があり、それに伴い対応も異なるし、解決の仕方も異なる。親のかかわりも違う。よって、学校現場で教員が困らないという視点から、現場の声を聞いていくことも大切。小学校では子どもの言葉を親が代わりにしゃべってしまうこともあるので、SC や SSW が早期にかかわることで実態を把握し易くなるのではないかと思う。SC・SSW が介入してよかったことは情報として発信してほしい。積極的にモデル校で活用し、その状況を情報共有してほしい。早期に SC や SSW がかわることで重大

事案にならずに済むケースもあると思う。

(原山会長)

いじめ・不登校等の事案は個人情報との兼ね合いから情報を共有していくことが難しい。各校で取り組んだ教訓も共有されにくいのが、それを打ち破り、現場で起きていることをもとに成果を共有し、知恵を結集できるような方向性で進めていきたい。

(高橋委員)

自分の苦しみはSOSとして声に出してよいというスタイルを子どもたちの共通理解にしていく。いじめの構図では傍観者が問題視されるが、友人であれ近所の人であれ、苦しみを伝えることのできる人を一人でも作っていくというアプローチしかないのではないかと。受けた行為に対し、この程度は乗り越えなければというような議論から始めると難しくなってしまう。いじめの定義が、受け手の苦しさであれば、その苦しさをどうにかしてあげようという取組を、学校や行政の取組として広げていくことが大切であると思う。

(原山会長)

「苦しみを言葉にして発信できる子どもたちを育てる」という方向に転換したということではないか。

(山崎委員)

子どもにとっては身近にいろいろなチャンネルがあることが大事。重大事態になる前に、できるだけ芽の小さいうちに相談に応じ、子どもにとってよい方向になるよう業務を遂行していきたい。

(村松委員)

「県が適切に現状を把握し」ということが当課の課題である。他県が認可している広域通信制高校の連携施設が県内に多数存在し、県内の生徒も多く通っている。他県の認可のため、当課には調査権限がない。そのために今まで生徒数を把握できていなかった。今回他県の所轄庁に調査の依頼を出した。それをもとに県の施策について、連携施設を経由して生徒に届くようにしていきたい。

(原委員)

小中高ではいじめの形態、対応が異なる。中高生の多くはインターネット・SNS 関連の事案が多い。警察としては、教育のしかたが成長段階で異なるため、相談を受けた際は学校と連携しながら対応したい。

(小松課長)

インターネットへの書き込みは、学校では目につきにくく把握が難しい。小中高と進むにつれ書き込みの事案は増加する。学校でできることは情報モラル教育である。あわせて保護者への啓発も重要であるから、PTA 総会や授業参観日を活用して行っていきたい。即効性を求めることは困難だが、繰り返し取り組んでいきたい。

(龍野委員)

上小地区の小学校では、昨年比で15ポイントくらいLINE等の利用状況が上がっている。中学校では持たせないという家庭がほとんどなくなったというのが実情。先生方も持たせないというのではなく、どう利用していくか、どういじめにつながらないようにするかに視点を置いて指導に当たっている。

地域の全中学校で情報モラルに関する教育は実施しているが、聞いてほしい家庭の参加が少ないところに現場の苦しみがある。

(市川委員)

匿名性の社会であるということに様々な問題があると思う。

(近藤委員)

県の教育振興基本計画には、人間同士がかかわりあうことが好きな子どもたちの育成という内容がある。このような学習の場が少子化の現在こそ求められる。

(大島委員)

いじめ発見のきっかけに「本人の保護者からの訴え」が13.5%とある。我々としてはこの数字を上げていきたい。保護者も20代から年配の方までいる。現代のいじめにはどのようなものがあるのかについて理解できていない保護者もいる。実態について研修しながら理解していくことも重要である。インターネットの適正利用と合わせて、SOSの受け取り方についても研修していかないといけない。県・郡市・単位PTA等の研修会の中で扱っていきたい。

(小松課長)

いじめられた児童生徒の一番多い相談先は学級担任。次が保護者や家族である。家人が子どもから相談された時の対応は重要になる。PTAと協力してできることをやっていきたい。

(金委員)

一つのアイデアだが、いじめ防止のロゴを作成して、子どもたちに容易に相談所がわかるような工夫もよいのではないか。

(大井委員)

将来的には、地域と連携し週に一度でもよいので相談できる人のいる体制が作ればよい。資格の有無にかかわらず、ボランティアでもよいので、子どもの相談しやすい環境ができればと思う。

(原山会長)

学校にSCはいるが、学校では相談できない子どもへの対応も今後は考えていかないといけない。学校外にも居場所や相談場所が必要ではないか。どう実現するかが新年度へ向けての検討課題である。

(桜井委員)

上田西高校では非常勤のSCと合わせて、年代の近い信大の学生が週に何日か校内で生徒の相談相手になっている。

(小松課長)

今日いただいた意見をもとに修正を加え、年度内には改定したいと考えている。

(事務局)

- ・今後の予定：改定案を3月の県教育委員会で報告した後、同月の県部局長会議で協議、決定。
- ・3月末までに市町村教育委員会および県内全学校に周知する。